

弟子屈町空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弟子屈町空き家バンク制度実施要綱（平成27年弟子屈町訓令第17号。以下「実施要綱」という。）第2条第5項に規定する登録事業者の登録事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、実施要綱の例による。

(登録事業者の要件)

第3条 登録事業者となることができるものは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であること。
- (2) 弟子屈町内に独立した事業所又は店舗を有して事業を営む法人又は個人であっては、町税を完納していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条6号に規定する暴力団員並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有する者ではないこと。

(登録事業者の募集)

第4条 町は、広報紙又は町公式ウェブサイト等により、弟子屈町空き家バンク制度の趣旨を理解し、賛同する宅地建物取引業者を募集するものとする。

(登録方法)

第5条 登録事業者となることを希望するものは、弟子屈町空き家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、当該申請をした事業者を登録事業者として登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、登録した旨を弟子屈町空き家バンク制度事業者登録完了通知書（別記様式第2号）により、当該登録事業者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定にかかわらず、登録事業者が法令等によりその業務の停止を受けたときは、停止されている期間について登録を停止するものとする。
- 5 町長は、第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、第2項の規定による登録を行わないものとし、弟子屈町空き家バンク制度事業者登録却下通知書（別記様式第3号）により当該申請をした事業者に通知するものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、弟子屈町空き家バンク制度実施要綱の趣旨に反する者であると認めるとき。

(空き家に係る登録事項の変更届出)

第6条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録の内容に変更があったときは、弟子屈町空き家バンク制度事業者登録事項変更届出書（別記様式第4号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 町長は、登録事業者が次の各号いずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、弟子屈町空き家バンク制度事業者登録取消通知書（別記様式第5号）により当該登録事業者に通知するものとする。

- (1) 登録事業者から弟子屈町空き家バンク制度事業者登録取消届出書（別記様式第6号）が提出されたとき。
- (2) 内容を偽って登録の申請をしたことが判明したとき。
- (3) 第3条各号いずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) その他町長が空き家バンク制度の登録事業者として不適格と判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、登録事業者に損害が発生した場合であっても、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

(登録事業者の義務)

第8条 登録事業者は、宅地建物取引業法その他の法令を遵守し、物件の売買又は賃貸の仲介を行わなければならない。

2 毎年度、町長が別に指定する期日までに、第3条第2号及び第3号に証する書類を町長に提出しなければならない。

3 登録事業者は、宅地建物取引業法の規定によりその業務の停止を命じられたとき又は免許の取り消しを受けたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(仲介による報酬)

第9条 空き家バンク制度により取引が成立した場合に登録事業者が受け取ることができる報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により、国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲とする。

(登録事業者の責務等)

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項に留意の上、仲介を行わなければならない。

- (1) 所有者等及び利用希望者の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応しなければならない。
- (2) 取引等に関して苦情又は紛争が発生したとき場合には、自らの責任において処理するものとする。

(3) 登録事業者は、実施要綱第10条第2項の規定により、契約が成立した場合には
弟子屈町空き家バンク制度仲介結果報告書（別記様式第7号）により速やかに町長
に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか登録事業者の登録に関し、必要な事項は、町長が
別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。